令和3年12月定例会会議録

令和3年豊郷町議会12月定例会は、令和3年12月21日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1	番	日口	口比野		_
2	番	辻	本		勇
3	番	中	島	政	幸
4	番	村	岸	善	_
5	番	前	田	広	幸
6	番	高	橋	直	子
7	番	西	澤	博	_
8	番	鈴	木	勉	市
9	番	西	澤	清	正
1 0	番	今	村	恵美	€子
1 1	番	河	合		勇

2、当日の欠席議員は次のとおり

なし

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は 次のとおり

町					長	伊	藤	定	勉
教	育			長	堤		清	司	
総	ā	簽	課	:	長	Щ	田	裕	樹
企	画	振	興	課	長	清	水	純-	一郎
税	Ž	答	課		長	山	П	昌	和
保	健	福	祉	課	長	森		ちま	あき
医	療	保	険	課	長	西	山	喜作	史力
住	民	生	活	課	長	長名	川名	勝	就
会	計	읱	†	理	者	小	西	直	美
人	権	政	策	課	長	西	山	逸	範
地	域	整	備	課	長	岡	村	浩	孝
産	業	振	興	課	長	Щ	田	篤	史

上 下 水 道 課 長 森 本 智 宏 教 育 次 長 馬 場 貞 子

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

 議 会 事 務 局 長
 神 辺
 功

 書
 田 中 宏 樹

5、提案された議案は次のとおり

議第63号 豊郷町税条例の一部を改正する条例案 ≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫

議第67号 豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
《文教民生常任委員会委員長報告》

議第68号 豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例案 《文教民生常任委員会委員長報告》

議第70号 令和3年度豊郷町一般会計補正予算(第7号) 《予算決算常任委員会委員長報告》

議第71号 令和3年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) 《文教民生常任委員会委員長報告》

議第72号 令和3年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第3号) 《文教民生常任委員会委員長報告》

議第73号 令和3年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号) 《文教民生常任委員会委員長報告》

議第74号 令和3年度豊郷町水道事業会計補正予算(第2号) ≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫

議第75号 令和3年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第2号) ≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫

請願第3号 コロナ禍による米価下落の対策を求める請願 ≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫

意見書第2号 コロナ禍による米価下落の対策を求める意見書(案)

請願第4号 高齢者の命・健康・人権を脅かす75才以上医療費窓口負担2割 化中止を求める請願 《文教民生常任委員会委員長報告》 請願第5号 沖縄戦戦没者の遺骨などを含む土砂を埋め立てに使用しないよう 求める請願

≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫

議第76号 令和3年度豊郷町一般会計補正予算(第8号)

委員会の閉会中の継続調査申し出について

(議会運営委員会)(総務産業建設常任委員会) (文教民生常任委員会)(予算決算常任委員会) (議会広報常任委員会) 河合議長 皆さん、おはようございます。

これより12月定例会を再開いたします。ただいまの出席議員は11名で、 会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。 これより会議を開きます。

(午前9時4分)

最初に留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、マナーモードに切りかえていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動を慎んでくださるようお願いいたします。なお、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則 第127条の規定により、10番、今村恵美子議員、1番、日比野雄二議員を 指名いたします。

日程第2、諸般の報告を行います。今定例会の会期中に議会広報常任委員会 の副委員長について異動がありましたので、報告をいたします。

12月14日に議会広報常任委員会が開催をされ、辻本副委員長から提出のあった副委員長辞職願の取り扱いについて協議が行われました結果、副委員長の辞職を許可することと決定されました。また、このことを受けて、議会広報常任委員会では後任の副委員長について互選が行われ、今村恵美子議員が副委員長に選出をされておりますので、ご報告をいたします。

日程第3、議第63号豊郷町税条例の一部を改正する条例案から日程第5、 議第68号豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。西澤清正総務産業建 設常任委員会委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長議長。

河合議長 西澤清正議員。

西澤清正総務産業

建設常任委員長 皆さん、おはようございます。それでは総務産業建設常任委員会の報告をい たします。

> 去る12月6日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第63 号豊郷町税条例の一部を改正する条例案について、去る12月9日、委員6名

全員出席のもと、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議第63号の審査では、議案が認められなかった場合の影響や、施行期日が令和4年1月1日と令和6年1月1日とあることからそれぞれの期日に施行される内容の確認や、条文中の扶養控除対象親族に限ると表現されている対象者の確認についてなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと 決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、今村恵美子文教民生常任委員会委員長。

今村文教民生

常任委員長 10番。

河合議長 今村議員。

今村文教民生

常任委員長

続きまして、議第67号から68号について文教民生常任委員会報告をいたします。去る12月6日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第67号豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案ならびに議第68号豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、去る12月10日、委員5名全員出席のもと、町長、教育長、教育次長および課長補佐の出席を求め、審査を行いました。

議第67号の審査では、来年度の入所申込の状況から見て対象者が生じる可能性と、今年度の利用状況や、業務を持ち帰って行う場合の個人情報の保護に係る体制はどうか、認可外を利用されている方への対応状況と途中入所の状況についてなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

続きまして、議第68号の審査では、代替保育が提供される場合に町が認める判断基準はどういうものかについて質疑がされました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

以上、文教民生常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより各常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

議員なし。

河合議長 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 これより議第63号の討論を行います。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第63号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第63号豊郷町税条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第67号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第67号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第67号豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第68号の討論を行います。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第68号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第68号豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに 賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議第70号令和3年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)から日

程第11、議第75号令和3年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第2号)までを一括議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。中島予算決算常任委 員会委員長。

中島予算決算

常任委員長 議長。

河合議長 中島議員。

中島予算決算

常任委員長 皆さん、改めましておはようございます。予算決算常任委員会報告をいたします。

去る12月6日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第70 号令和3年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)について、去る12月14日、 委員11名出席のもと、町長、教育長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎 重に審査を行いました。

主だった質疑事項を委員会での審査順に申し上げますと、企画振興課では、 地域づくり推進事業で取り組む返礼品について米や肉が町内農家や事業者でど の程度の数量が提供対応されているかなど。

住民生活課では、じんあい処理費で一般廃棄物収集運搬処理業務委託料が増額になった背景と、分別状況の実態、そしてその対処の状況と業者の選定・契約についてなど。

保健福祉課では、老人福祉費で生きがいデイサービスなどを例に示して、委託事業費の支払いを財政調整基金を活用して受託業者の過度の費用負担を軽減する運用は考えられないか。また、障害福祉費では、障害者等通院費助成事業助成金と日常生活用具給付事業、障害児通所給付費のそれぞれの内容についてなど。

産業振興課では、農業振興費の機構集積協力金での農地集積の件数と集積の 内容、今後の集積目標としている量はどれだけか。また、協力金の額が確定する時期が今になる経緯などについて。

地域整備課では、審査に入る前に担当課から、県が行うラウンドアバウト工事に伴い生じる豊郷町の用地確保等の内容について説明があった後、審査を行い、道路橋梁費では町道路整備事業費の内訳と用地買収費の鑑定見込みについて、また、ラウンドアバウト工事などに対する町の負担見込み額はどうか。県のパンフレットに記載されている完了という言葉が示す意味の解釈についてなど。

教育委員会学校教育課では、学校保健特別対策事業費補助金が増額となった理由や、児童福祉総務費では保育士等人材紹介料支援事業補助金の実績と年度途中に増加しなければならない理由について。また、コロナ禍の中でのふれあいコンサート等事業開催への考え方はどうか。教育振興費では大学生等就学継続給付金の実績について。そして豊郷小学校教育振興費では備品購入費追加の内容を。日栄小学校教育振興費ではバスケットゴール取替工事の進め方について。中学校管理費では中学校での給食の状況などについて。

社会教育課では修繕料の内容などについて質疑がされました。

質疑終了後、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決することと決しました。

以上、予算決算常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、今村恵美子文教民生常任委員会委員長。

今村文教民生

常任委員長 10番。

河合議長 今村議員。

今村文教民生

常任委員長 続きまして、文教民生常任委員会に付託されました議第71号、議第72号、 議第73号につきまして、文教民生常任委員会報告をいたします。

> 去る12月6日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第71 号令和3年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、議第72号 令和3年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)および議第73号 令和3年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について、 去る12月10日、委員5名全員出席のもと、町長、教育長、担当課長および 課長補佐の出席を求め、審査を行いました。

> 議第71号の審査では、一般被保険者療養給付費や高額療養費の人数と推移、 増額の背景、コロナの影響はどうか、高額療養費の疾病傾向はどうかなどが質 疑されました。

> 質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

議第72号の審査では、介護給付準備基金積立金と一般会計への繰出金について質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

議第73号の審査では、補正予算算定時の75歳以上の人数や、後期高齢者 医療広域連合組織の位置づけ確認と意見発出の状況などについて質疑がされま した。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

以上で、文教民生常任委員会報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、西澤清正総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長議長。

河合議長 西澤清正議員。

西澤清正総務産業

建設常任委員長 それでは、総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

去る12月6日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第74 号令和3年度豊郷町水道事業会計補正予算(第2号)、議第75号令和3年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第2号)について、去る12月9日、委員6名全員出席のもと、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議第74号の審査では、営業費用の委託料にある浄水場緊急対応業務での事 案例とその発生状況および職員の連絡等対応の状況についてなどが質疑されま した。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することに 決しました。

続きまして、議第75号の審査では、営業費用の総係費に計上している損害 賠償請求に係る弁護士の着手金について、その事案が発生した状況とこれまで の経過、対応の状況について。また、流域下水道管理運営負担金が増額になっ た理由、終末処理場との流量に差が生じていることから不明水対策の状況はど うか、水道管の耐用年数と今後の更新の考え方についてなどが質疑されました。 質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと 決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより各常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

議第70号については、今村恵美子君ほかから修正の動議が提出されています。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

今村議員 10番。

河合議長 今村議員。

今村議員 それでは、議第70号令和3年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)に対する修正動議の提案説明を行います。

湖東土木事務所所有、道路整備アクションプログラム2018によれば、ラウンドアバウトの目的は、交通渋滞を緩和し、道路交通の円滑化を図るとあります。しかし県は、これらの事業は県の客観的評価マニュアルに基づき実施するとありますが、具体的説明はなく、交差点改良事業、約1億円といわれるこの事業の必要性について疑問が出ます。さらに、この県事業に準じて、豊郷町が県の用地買収価格と同等の買収基準で、町道に隣接する愛荘町領地側の農地約500平米を歩道設置するために、500万3,000円の関係予算を計上いたしました。しかし、なぜ豊郷町領地である町道の反対側の農地は使わないのか、用地買収費は県の高い買収基準で購入するのか、町の説明では豊郷町全体に利益があるのかや、吉田区の農業者の要望に本当に応えるものなのかについて、納得のいく説明はありませんでした。

県は今後、滋賀県でも人口減少社会になると予想しています。この中で県や各市町も、道路整備については必要性や安全の確保、さらに工事費、ランニングコストも十分な検討が必要です。今回の県の交差点改良事業に合わせて、町が実施予定の町道歩道設置事業は、一旦白紙に戻して再検討すべきです。そのために修正案を提案いたします。

それでは修正案の方を見ていただけますか。1枚めくっていただきまして、 ここに議第70号修正案の説明として、令和3年度豊郷町一般会計補正予算の 一部を次のように修正する。

第1条中、4億4,524万5,000円を4億4,024万2,000円に改め、また、61億8,767万円を、61億8,266万7,000円に改める。この予算補正の修正を提案しています。歳入歳出におきまして500万3,000円の減額修正ということで、歳入歳出、款項の箇所での修正を行っています。

次のページを見てください。次のページはこの歳入歳出予算補正、予算の事項別明細書ということで、歳入歳出を款、また項の歳入では繰入金、歳出では

土木費ということで、財源も含めて修正を行っております。続いて、その次のページは詳細説明といたしまして、歳入部分では款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金の歳入部分で、財政調整基金繰入金の減額修正を上げております。

最後のページは、歳出の、款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁費の部分に係る、今回のこの歩道設置事業の関連経費、節の部分で委託料10万円の減額、16公有財政購入費480万、用地買収費の減額修正、21番、補償補填及び賠償金の10万3,000円、移転補償費の減額ということで修正を行っております。

ぜひ、同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。

河合議長 これより修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、議第70号の原案に対する賛成討論を許します。

西澤博一議員 議長。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博-議員 それでは、議第70号令和3年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)の賛成 討論を行います。

今回の補正は、報道でもありましたように、今後の感染症対策に必要な新型コロナワクチン接種体制確保であります。また、福祉医療費助成事業、日常生活用具給付事業、また、システムコールセンター委託料などに必要な予算が配分をされております。また、豊郷町の知名度を上げるため、ふるさと納税の増額分による手数料の積立て、また、第5次豊郷町総合計画にもあります主要道路の整備として、吉田秦荘線の改修工事は、湖東三山スマートインターチェンジを開通して以来、交通量が増え、特に大型車両の通行が多く、農道として整備された道路をそれに耐え得る道路に改修するとともに、歩道の設置により安全に歩行、農作業ができ、湖東三山スマートインターチェンジへのアクセス道路と位置付け、愛荘町と同様な道路計画も立て、ラウンドアバウトに付随して行う用地買収は、県工事として同調する必要があります。このことから、今回の補正予算は町民の安全、安心のための施策の補正予算と考えるので賛成といたします。どうぞ、皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

河合議長 次に、原案及び修正案に対する反対討論を許します。

高橋議員 原案に反対。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、議第70号令和3年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)、原案についての反対討論を行います。

この補正予算の中で、愛荘町目加田から吉田地先交差点のラウンドアバウト 事業に関係する予算として、登記委託料10万円、用地買収費480万円、移 転補償費10万3,000円、合計500万3,000円も計上されている点を 指摘したいと思います。

12月2日に行われた全員協議会において、突然出されてきた地図や概要図面を見た各議員からは、どこのことを指しているのだ、田んぼの中の交差点になぜという疑問の声が次々に出ました。地図に示されていたものの、どの路線かも識別できないほど、議員にとっては寝耳に水の予算計上でした。

私は12月13日に県土木事務所に行き、説明を聞いてきましたが、滋賀県警が信号機を減らすために進言していたこと、平成30年度から着々と準備が進められてきたこと、交差点事業費だけで約1億円の予定であることなどが分かりました。12月2日の全員協議会の中で、時系列での経緯説明を求める鈴木議員の指摘を受けたこともあり、ようやく12月14日の予算決算常任委員会に出されたのは、それを裏づける2枚の要望書でした。議会にはこういう要望書の存在さえ隠し、事前に何の説明もなく突然補正予算に計上してきたのは議会軽視と言わざるを得ません。

また、この交差点改良の延長線上には、町単独事業の歩道設置事業として約5億7,000万円の高額の土木事業も予定されることも判明しました。今後、交通量がどうなるのか、信号機がなくなることで事故が増えないかなどの懸念もあります。全町民的理解を得られる事業なのかどうかも含めて、一旦白紙に戻して、もっと慎重に論議するべきです。

以上の理由で反対といたします。

河合議長 次に、原案に対する賛成討論を許します。

議員なし。

河合議長 次に、修正案に対する賛成討論を許します。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 議第70号、令和3年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)に対する、修正 案に対する賛成討論を行います。 修正案は、ラウンドアバウト関連予算のみを原案から削除したものであります。もともとラウンドアバウトはヨーロッパで始まった交通手段であり、文化が違う日本になじむのかどうかという懸念があります。まして田舎の町になじむのでしょうか。わざわざ今ある信号をなくして、撤去してまでラウンドアバウトにする必要があるとは思われません。むしろ高齢者の方の交通事故が増えるのではないかという心配があります。何よりこの計画は、もともと県と愛荘町の協議で始まった県の事業であります。提案説明でも触れられていましたが、この事業の必要性やこの事業が本町に利益があるのか等々について具体的な説明がされませんでしたが、私は本町に利益があるとは考えがたく、ラウンドアバウト事業関連予算を削除するほうが、むしろ町民の利益にかなうのではないかと考えます。

最後に、議論の中で平成23年、平成25年に吉田区や吉田の農業関係者から道路改良の要望書が出されていることが分かりましたが、この事案にはラウンドアバウトとは別個に対処する必要があるのではないかということを申し添えて、修正案に対する賛成討論といたします。同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより議第70号を採決いたします。

まず、今村恵美子君ほかから提出された修正案について、起立によって採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、少数)

河合議長 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案の議第70号について、起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。したがって、委員長の報告のとおり、 議第70号は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第70号は原案のとおり可決されました。 これより議第71号の討論を行います。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第71号令和3年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3

号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第71 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第72号の討論を行います。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第72号令和3年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第3号) を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第72号 は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第73号の討論を行います。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第73号令和3年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第2号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。 議第73号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願いま す。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第74号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第74号令和3年度豊郷町水道事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第74号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第75号の討論を行います。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第75号令和3年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第2号)を採 決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第75号は委 員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、請願第3号コロナ禍による米価下落の対策を求める請願を議題 といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。西澤清 正総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長議長。

河合議長 西澤議員。

西澤清正総務産業

建設に発展を行っては総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る12月6日の本会議におきまして当委員会に付託されました、請願第3 号コロナ禍による米価下落の対策を求める請願について、去る12月9日、委員6名全員出席のもと審査を行いました。

審査では、今回の請願趣旨について、調整金をいくらか出してくれということではなくて、来年度に向けて、こうしたことが起こらないように米価を安定させるという趣旨の請願と捉えてよいのかと、請願趣旨の捉え方を確認する質疑がされました。

質疑終了後、賛成討論があり、採決の結果、全員賛成で採択と決しました。 以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより総務産業建設常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより請願第3号の討論を行います。討論はありませんか。

村岸議員 賛成討論。

河合議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対はありませんか。

議員なし。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。村岸善一議員。

村岸議員 それでは、コロナ禍による米価下落の対策を求める請願についての賛成討論をいたします。コロナウイルス感染拡大による需要の減少で、米の価格は大幅に下落となりました。この低い生産者米価の中で、資材の値上げや機械にかかるコストが高く、それに見合った価格で販売されなければ米づくりをやめる農家も増えてきます。この状況を踏まえて、農家、農業を守るための、コロナ禍による米価下落の対策を求める請願の賛成討論といたします。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

請願第3号、コロナ禍による米価下落の対策を求める請願を採決いたします。 この請願に対する委員長の報告は採択であります。請願第3号は委員長の報告 のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択する ことに決定されました。

> 本日、請願第3号が採択されましたので、意見書の内容打合せのため、議会 運営委員会を開催しますので、暫時休憩といたします。議会運営委員会の委員 の方は委員会室にお集まりください。その他の方は議場でお待ちください。委 員会終了後、再開いたします。

> > (午前9時47分 休憩)

(午前9時57分 再開)

河合議長 それでは、再開いたします。

本日、請願第3号が採択されたことを受けまして、豊郷町議会として意見書を関係機関に送付することに当たり、意見書第2号コロナ禍による米価下落の対策を求める意見書案を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

お諮りします。

本日の議事日程に、意見書第2号を追加し、日程を変更して、追加日程第13 として議題とすることにご異議ありませんか。

議員異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、意見書第2号を日程に追加し、日程を変更し、 追加日程第13として議題とすることに決定いたしました。 ただいまより、事務局長に日程を配付させます。

事務局長 (日程配布)

河合議長 日程第13、意見書第2号コロナ禍による米価下落の対策を求める意見書案 を議題といたします。提出者の説明を求めます。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 コロナ禍による米価下落の対策を求める意見書案。

新型コロナウイルスの感染拡大による需要の減少で、2020年産米の過大な流通在庫が発生しました。しかし、政府の打ち出した36万トンの上乗せ減反をほぼ達成したにもかかわらず、2021年産米の市場価格は大幅に下落しました。

コロナ禍の需要減少による過剰在庫分は国が責任を持って市場隔離すべきであり、その責任を生産者・流通業者に押し付けることは許されません。政府による緊急買入れなど、特別な隔離対策が絶対に必要です。

政府は市場隔離と同等の効果を持つ対策として、米穀周年供給・需要拡大支援事業の20年産米37万トンの中から15万トンを特別枠として支援するとしています。しかし、15万トンの販売が2022年11月以降に先送りされても、古古米として安い主食用米が出回ることになります。

同時に、ミニマムアクセス輸入米は、毎年77万トンも輸入されています。 国内消費量は、ミニマムアクセス米輸入開始以来の26年間で4分の3に減少 したにもかかわらず、一切見直されていません。せめて、バター、脱脂粉乳並 みにミニマムアクセス米の輸入数量を調整するなど、国内産米を優先すること が必要です。

全国各地で取り組まれている食糧支援には、収入減で1日1食に切り詰めるなど、食べたくても食べられない方が多数訪れ、米をはじめとする食料配布が歓迎されています。買入れた米を政府の責任で困窮する国民に提供することが今こそ求められています。

コロナ禍という、かつて経験したことのない危機的事態の中で、農業者の経営と地域経済を守るためには、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が求められます。

以上の趣旨から、政府におかれましては、下記事項を措置されるよう強く求めます。

1、コロナ禍の需要減少による過剰在庫を政府が緊急に買入れ、米の需給環境を改善し、米価下落に歯止めをかけること。

- 2、政府が買上げた米をコロナ禍などによる生活困窮者などへの食糧支援で 活用すること。
- 3、外国産米、ミニマムアクセス米の輸入について、当面、国産米の需給状況に応じた数量調整を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和3年12月21日、滋賀県犬上郡豊郷町議会、衆議院議長、参議院議長、 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣宛てであります。

同僚議員の賛同、よろしくお願いを申し上げます。

河合議長 これより意見書第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより意見書第2号の討論を行います。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

意見書第2号コロナ禍による米価下落の対策を求める意見書案を採決いたします。意見書第2号コロナ禍による米価下落の対策を求める意見書案を可決することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。 なお、意見書第2号は豊郷町議会として関係機関へ送付いたします。

> 日程第14、請願第4号高齢者の命・健康・人権を脅かす75歳以上医療費 窓口負担2割化中止を求める請願を議題といたします。

> これについて付託委員会委員長より報告を求めます。今村文教民生常任委員会委員長。

今村文教民生

常任委員長 10番。

河合議長 今村議員。

今村文教民生

常任委員長 文教民生常任委員会報告をいたします。

去る12月6日の本会議におきまして、当委員会に付託されました請願第4 号高齢者の命・健康・人権を脅かす75歳以上医療費窓口負担2割化中止を求める請願について、去る12月10日、委員5名全員出席のもと審査を行いました。

審査では、75歳以上医療費窓口負担2割化の進め方に対して紹介議員の思

いはどうか、また、非課税者の費用負担の状況についてなどが質疑されました。

質疑終了後、反対討論、賛成討論、共にあり、採決の結果、賛成少数で不採 択と決しました。

以上、文教民生常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより文教民生常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより請願第4号の討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 議長、賛成討論。

日比野議員 反対討論。

河合議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。日比野議員。

日比野議員 それでは、反対討論をいたします。

請願第4号高齢者の命・健康・人権を脅かす75歳以上医療費窓口負担2割 化中止を求める請願の反対をいたします。

医療費に対しては、個人、国、県、町、企業が一定の割合で負担し、社会全体で支える仕組みであり、医療費が増大すれば必然的に個人負担が増える。一時的に個人負担を減らすことは可能ですけども、今後の少子高齢化社会のもと、10年、20年先を見据えて取り組む必要がある問題です。この仕組みが破綻すれば、全額個人負担となります。まずは、医療にかからない施策に重きを置くべきと考え、この請願に反対といたします。

議員諸君の賛同を求めます。以上です。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

今村議員 10番。

河合議長 今村議員。

今村議員 請願第4号高齢者の命・健康・人権を脅かす75歳以上医療費窓口負担2割 化中止を求める請願の賛成討論を行います。

> 年収200万円は労働賃金ではワーキングプア、働く貧困層と言われ、我が 国では1,000万人を超えて社会問題化しています。生活保護以下の非正規労 働者や、正規社員でもぎりぎりの生活維持さえ困難な人たちです。今回の75 歳以上で年収200万以上の窓口負担2割化は、年金が主な収入減である高齢 者に対し、憲法で保障する基本的人権、健康で文化的な暮らしを営む権利を大

きく侵害する、憲法違反の愚策であります。高齢者の200万円以上は、月年金で16万6,667円以上です。しかし、2021年7月の国税庁民間給与実態調査によれば、会社員の平均給与は436万円、その半分が218万8,000円で、いわゆる貧困世帯となりますが、月年金にすると約17万8,000円です。政府は、老後生活には2,000万円の貯金が必要という試算も出しましたが、現在、貯蓄なしの高齢者は3人に1人と増えてきました。厚労省分析によると、平均厚生年金は月年金額14万円台で、平均老齢国民年金は月年金5万円台だと出しています。200万以上という基準設定はあまりにも低く、高齢者の生活実態を無視し、高齢者を医療から遠ざける国の医療費国庫負担を減らす政策の一環と言えます。我が国は少子高齢化が進み、人口減少社会になっていますが、この原因は、この間自公政権が続けてきた、自己責任論と弱肉強食の新自由主義の経済対策で格差と貧困が拡大し、労働世代の再生産ができない国政の失敗が大きな要因であり、全世代の生活保障を改善する政治転換こそ今求められています。

戦後、第一次ベビーブームの団塊世代は、今年75歳を迎えます。日本の戦後復興と経済発展の原動力として頑張ってこられた方々です。この方々に対する今回の政府の政策は、あまりにも人権無視で非人道的と言わざるを得ません。世界の先進国では、強制加入の医療保険の窓口負担は無料が当たり前です。よって、請願採択に賛成と申し上げ、政府や関係国会などに同趣旨の意見書提出を求めるものです。

議員諸氏の賛同をよろしくお願いいたします。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

請願第4号高齢者の命・健康・人権を脅かす75歳以上の医療費窓口負担2 割化中止を求める請願を採決いたします。この請願に対する委員長の報告は不 採択であります。

請願第4号高齢者の命・健康・人権を脅かす75歳以上医療費窓口負担2割 化中止を求める請願に賛成の諸君は起立を求めます。

議 員 (起立、少数)

河合議長 起立少数であります。よって、請願第4号は不採択とすることに決定しました。

日程第15、請願第5号沖縄戦戦没者の遺骨などを含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める請願を議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。西澤清正総務産業建 設常任委員会委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長議長。

河合議長 西澤議員。

西澤清正総務産業

建設常任委員長 それでは、総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

去る12月6日の本会議におきまして、当委員会に付託されました請願第5 号沖縄戦戦没者の遺骨などを含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める請願 について、去る12月9日、委員6名全員出席のもと審査を行いました。

審査では、請願提出された団体の組織構成や、埋立てに現在使われている土は指摘されている土に限られているのかなどが質疑されました。

質疑終了後、賛成討論があり、採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。 以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより総務産業建設常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。これより請願第5 号の討論を行います。討論はありませんか。

鈴木議員 議長、賛成討論。

河合議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。 まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

議員なし。

河合議長 続きまして、本案に対する賛成討論を許します。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 請願第5号沖縄戦戦没者の遺骨などを含む土砂を埋め立てに使用しないよう 求める請願に対する賛成討論を行います。

沖縄が本土に復帰したのが1972年でしたが、来年でちょうど50周年になります。私は、沖縄が日本に返る復帰前の1970年に、沖縄本土復帰を求める労働者の船というのが出されたとき、1週間パスポートを持って沖縄を訪問いたしました。同じ日本国でありながら、当時は、沖縄に行くにはまだパスポートが必要な時代でありました。

そこで、沖縄の方言でガマという自然洞窟を見て回りました。ガマには多くの沖縄の人たちが逃げ込みましたが、火炎放射器で焼き殺された人、日本兵に自決を強制された人など、多くの人々が非業の死を遂げました。沖縄で見たその光景はいまだに忘れることがありません。その人々の遺骨が、まだ収集が終わっていません。この請願は、私は、埋め立てに賛成、反対という立場ではなく、せめて、せめてその遺骨がまじる土砂を埋め立てに使わせない、使わないでほしいという人道上の請願だと理解をいたし、この請願に賛成といたします。同僚議員の賛同をお願いするものです。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

請願第5号沖縄戦戦没者の遺骨などを含む土砂を埋め立てに使用しないよう 求める請願を採決いたします。この請願に対する委員長の報告は不採択であり ます。請願第5号沖縄戦戦没者の遺骨などを含む土砂を埋め立てに使用しない よう求める請願に賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、少数)

河合議長 起立少数であります。よって、請願第5号は不採択とすることに決定しました。

日程第16、議第76号令和3年度豊郷町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、本日最終日に追加提案させていただきました、議第76号令和3 年度豊郷町一般会計補正予算(第8号)につきまして、提案説明させていただ きます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,768万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を59億6,593万4,000円とするものであります。歳入では国庫支出金1億4,318万円、繰入金450万9,000円を追加し、歳出では民生費、1億4,768万9,000円を追加するものであります。詳しくは担当課長から補足説明をいたしますので、どうぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 それでは私から、令和3年度豊郷町一般会計補正予算(第8号)の説明をいたします。歳入では6ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金1億4,318万円のうち、節1社会福祉費補助金の子育て世帯等臨時特別給付金事業費補助金住民税非課税世帯分が7,650万円、同事業の事務費が645万5,000円。下段、節2児童福祉費補助金6,022万5,000円のうち、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金が6,000万円、同事業の事務費補助金が22万5,000円、款18繰入金、項1基金繰入金、

目1財政調整基金繰入金については450万9,000円でございます。

次に、歳出では7ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費8,295万5,000円は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の事業として、節の1報酬から18の負担金補助及び交付金に金額説明のとおり計上しております。

項2児童福祉費、目2児童措置費6,473万4,000円は、子育で世帯への臨時特別給付金の事業として、節1報酬から18負担金補助及び交付金に金額説明のとおり計上しております。

以上の説明を踏まえ、3ページ第2表明許繰越費、3民生費、1社会福祉費、 住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業8,295万5,000円を計上しております。

以上、説明を終わります。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

高橋議員 議長、6番。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、議第76号令和3年度豊郷町一般会計補正予算(第8号)につきまして、質疑をさせていただきます。この中で6ページの児童福祉費補助金とか、それから8ページにおきまして、それの具体的な予算配分がなされています。ここでお尋ねしたいのは、本当に一括で10万というのが、先にぼんと、国が出していたらこういう混乱は起きなかったんですけれども、この報酬の一般事務費とか時間外手当とかが計上されています。こういうのは第6号のときにも同じような予算が出て、職員の時間外手当などが計上されているんですけれども、それは追加ということで、どのように、どなたの時間外手当になるかなどを説明してください。

それから一般事務費につきましては、トータル、もうこれで全部終わるのか、 総額どのぐらいになるのかなどもお願いします。結局、この事務費というのも、 今回市町村の判断でクーポン券がなくなったということで、大変な額の、960 億円でしたか、そういう事務費が国の段階では節約できたんですけれども、私たちの町もきっと節約できたと思いますので、こういう事業に関して、やはり、今後町長として、こういうクーポンという職員泣かせ、そして町民にとっても混乱、こういう事態を招かないために、今後、町長はどういう見解で臨もうとしておられるのかなども教えてください。

保健福祉課長議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 高橋議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

7ページの項2児童福祉費、目2児童措置費の節1報酬の一般事務費でございます。17万9,000円計上させていただきまして、前回、12月6日のときも同じ17万9,000円を計上させていただいておりますので、この報酬につきましては、全部で35万8,000円となります。職員の手当等につきましても、前回4万6,000円計上させていただいておりますので、9万2,000円になります。こちらのほうにつきましては、今回、先行給付5万円で、残りクーポン等ということでしたが、当町については5万円の現金給付ということで、一括ということになりました。これについての窓口事務等がございますので、その分計上をさせていただいております。また、この事業につきましては先ほど全協でも申し上げましたように、受付事務等が3月の31日まで続きますので。その人件費分を計上させていただいております。

以上です。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは6番、高橋議員さんの質疑にお答えいたします。

ペナルティがなくなったので、一括で現金を支給するようにしたと。クーポンについては国が決めたことですから、私は関係ありません。

河合議長 再質疑はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、再質疑をさせていただきます。

私、新聞報道を見て、町長が町独自で英断をされたのかなと、そのような文章表現があったように思ったので、やっぱりクーポンに関しては、町長はよろしくないという方向で日ごろ思ってて、そして今回、ペナルティがないということが分かった時点で、ほかの自治体に先んじて意思表示なさったのかなと思っていましたので、クーポンの形というのが今後出るかもしれません。そうい

うときに、このクーポンが職員の時間外手当になったり、いろんな事務費が重なったりして、よろしくないという方向に町長は全く思ってなくて、県のペナルティがなくなったから、こういう形になったという単純なことなんでしょうか、説明してください。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 事業の目的の質的に、最善であるということで私は決断したんです。

河合議長 再々質疑はありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑はありますか。

今村議員 10番。

今村議員

河合議長 今村議員。

議第76号、3ページの第2表繰越明許費で、住民税非課税世帯等臨時特別 給付金事業を8,295万5,000円、これを繰越明許費ということで上がっ ておりますけれども、これに関連して、歳入のここに上がっております民生費 国庫補助金の8,295万5,000円、これは非課税世帯の1世帯10万円と いうことで、担当課の説明では来年6月までの事業だと。また同等と言えるよ うな世帯にも対象を国は広げると言っているというお話なんですが、子育て世 帯等の臨時特別給付、今年度中に10万円の給付事業は、子どもさんのいると ころでは18歳までのお子さんで行われるんですが、やはり非課税世帯の人が、 その10万円を世帯に交付されるのは、今年度中、特にやはり3月などは入学、 進学、いろいろな、就職にしても、そのときに出費の多い月は年度末はあるん ですけど、この非課税世帯に対しては、国が来年度にこの国庫補助金を出すと いう方針なのでしょうか。それとも、豊郷町が今回10万円一括交付を県下で 先駆けて実施をすると新聞発表などもされておりますので、私はやっぱり今年 度中に、こういう本来必要な手当が早く行くべきところには、町が別に予算を 組んででも、今年度中にできるだけ早くそういう交付をすることのほうが、非 常に、対象者にとってみたら、これからがお金のかかる時期ですよ、何かにつ けてね。そういうことも考えられますので、これは、国は前倒しで、今年度中 に実施してもいいという、お金もその分の裏打ちはあるという制度になってい るのか、この補助金は来年度しか入ってこないのか、まだ実施要綱、詳細はま だ決まってないみたいですけれども、そういうことは、町としては考えておら れないのか、そのことをお聞きしたいです。

それと7ページで、うちは所得制限撤廃ということで、私は当たり前だと、

そう思っています。当然のことやと思っていますが、45人分というのは、豊郷町ではこれは何世帯になるんでしょうか。この町単独分の45人という、一応目安、今説明ありましたけれども、何世帯分なのか、それもちょっと説明してください。

保健福祉課長議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

この10万円の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業につきましては、詳細についてはまだ本当に示されておらない状況でして、うちの方で分かっているのは所要額調査があった、12月7日に国からの所要額調査がございましたので、今後事業がスムーズに実施できるように、補正予算を計上させていただいたものでございます。もし可決いただけましたら、準備をすぐに進めてまいりたいと思っておりますし、国の実施要領等が決まりましたら、いち早く事業ができるように進めてまいりたいと思います。今回、これは国の事業ですので、まず、国の実施要領に基づいて事業のほうを進めてまいりたいと思っております。

続きまして、7ページの子育て世帯への臨時特別給付、単独の分ですが、45人分ということで、450万計上させていただきました。世帯につきましては30世帯を見ております。

以上です。

河合議長 再質疑はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 課長の答弁は事務方やからそこまでやとは思うんですけど、やっぱり今ほんまにコロナ禍で、ほんまに仕事がなくなったり、それから自営業の人が、今やっぱり有名なところでも閉店するとかいろいろ、近隣でも聞きますのでね、生活苦のある人、多いんですよ。だからそういった問題を含めて、やはり、町長も町村会の要職、ずっとやっておりますし、やはりそういう本当に今困っておられる方を、やはり優先的にそういった人たちには手当てをしていくことを第一に考えてほしいと思いますので、ぜひ今年度中できるだけ早くにこういう方々に対しても10万円給付ができるというための、政府関係機関への要請などもぜひしていただきたいと思います。これは町長に答弁をお願いします。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、今村議員さんの再質疑にお答えします。

国の方から要綱が決まり次第進めてまいりたいし、町が単独でできるもんなら早急に取り組んでいきたいし、そこら、いろいろな状況の中で勘案して進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

河合議長 再々質疑はありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 これより議第76号の討論を行います。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第76号令和3年度豊郷町一般会計補正予算(第8号)を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第76号は原案どおり可決されました。

日程第17、委員会の閉会中の継続調査申し出について、議会運営委員会委員長、総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、議会運営委員会は議会運営に関する事項について、総務産業建設常任委員会は行財政問題、農業、商工業、土木ならびに上下水道施設の整備、委員会研修について、文教民生常任委員会は学校教育及び社会教育、福祉保健対策、委員会研修について、予算決算常任委員会は予算決算ならびに委員会研修について、議会広報常任委員会は広報編集、委員会研修について、それぞれ閉会中の継続調査の申し出があります。議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申し出のとおり、 閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

> これをもちまして、本定例会に提出されました全議案を議了いたしました。 それでは、本日の会議を閉じます。

これにて、令和3年12月第4回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。